

公益社団法人 藤枝市シルバー人材センター 会員業務就業規約

（会員の就業条件）

第1条 公益社団法人 藤枝市シルバー人材センター（以下「センター」という。）を通じて、センター会員（以下「会員」という。）に業務を委託する者（以下「発注者」という。）が会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）の就業条件は、発注者とセンターの合意で定めるもののほか、本規約に定めるところによる。

（業務の具体的内容及び会員業務委託料）

第2条 会員業務の具体的内容及び会員業務の対価となる委託料（以下「会員業務委託料」という。）は、発注者とセンターの合意により定める。

（就業条件に係る会員の同意等）

第3条 センターは、会員のうちから、会員業務の具体的内容や、実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員（以下「業務実施会員」という。）を選定し、会員業務に着手する前に、会員業務に係る就業条件について、本規約に定める内容及び前条の合意内容を含め、業務実施会員の同意を得るものとする。

2 前項の同意が得られたときは、発注者と業務実施会員との間で、会員業務に係る請負契約又は準委任契約が成立したものとする。

3 発注者とセンターは、第1項の同意を得た後においても、協議により前条の合意の内容を変更することができるものとする。

4 前条の合意の内容が前項により変更された場合は、センターは業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。

5 前項の新たな同意が業務実施会員から得られたときは、第2項の請負契約又は準委任契約の内容が、前項の通知した内容に変更されたものとする。

（会員業務委託料の支払）

第4条 発注者は、業務実施会員に対して、第2条の同意に基づく会員業務委託料を支払う。

2 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託する。なお、センターが発注者から会員業務委託料を受領した日を、発注者が業務実施会員に会員業務委託料を支払った「報酬の支払日」とみなす。

- 3 発注者は、センターによる請求書の発行日から30日以内に、会員業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法又は現金で支払う。
- 4 前項の会員業務委託料の支払期日は、会員業務の終了又は役務の提供の日から起算して60日以内とする。
- 5 会員業務委託料の振り込みに係る振込手数料は、発注者が負担する。

(センターによる立替払)

- 第5条 センターが発注者に対して会員業務委託料の請求を行った日から相当の期間が経過したにもかかわらず、発注者から支払いが行われないうときは、センターは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に対して、会員業務委託料に相当する額を支払うことができる。
- 2 センターは、前項の支払を行ったときには、発注者に対して求償権を行使する。

(会員業務の実施)

- 第6条 業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって業務を実施する。また、発注者の信用を害し又は発注者が顧客等から苦情等を受けることがないように、特に注意しなければならない。
- 2 センターは、業務実施会員の安全就業に配慮する。
 - 3 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、その生命、身体等の安全を確保しつつ就業できるよう、必要な配慮を行う。
 - 4 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、指揮命令はできない。

(費用の負担等)

- 第7条 会員業務を実施するために必要な機械、器具、原材料等(以下「必要な機械等」という。)は、業務実施会員が用意する。
- 2 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、会員業務を実施するために、発注者から有償又は無償で必要な機械等の貸与を受けることができる。
 - 3 業務実施会員は、前項の貸与を受けたときは、善良なる管理者の注意をもって使用する。
 - 4 発注者は、業務実施会員に対して第2項の貸与を有償で行ったときは、その貸与費用について、会員業務委託料を支払う際に相殺することができるものとする。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、業務実施会員が必要な機械等をセンターから有償又は無償で貸与を受けることを妨げない。
 - 6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。

- 7 センターが業務実施会員に第5項の貸与を有償で行ったときは、その貸与費用について、発注者からセンターが受領した会員業務委託料から控除することができる。

(会員の履行不能)

第8条 業務実施会員は、体調不良等の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならない。

- 2 前項の申し出があったときには、センターは発注者に会員業務を実施できない旨、速やかに通知する。

- 3 前項の通知により、第3条第2項の請負契約又は準委任契約並びに同条第5項の請負契約又は準委任契約については、一時的不履行として取り扱うものとする。

- 4 センターは、発注者の同意を得て、代替りの業務実施会員（以下「代替会員」という。）を選定して、遅滞なく、会員業務を完遂させるものとする。

- 5 前項により会員業務が完遂した場合には、発注者は、代替会員に対して、本規約に定めるところにより、新たに業務の委託を行ったものとみなす。

- 6 第3項により会員業務が未了となった場合には、発注者は、実施実績に基づき、センターと協議の上、合意した額を業務実施会員に対して支払うものとする。

- 7 前項の額は、業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。なお、業務実施会員が会員業務を実施するために既に支出した費用は、発注者が負担するものとする。

- 8 第4条及び第5条の規定は、前2項の発注者の支払いについて準用する。

(契約不適合責任)

第9条 業務実施会員の実施内容が、第2条で合意した内容又は本規約に定める内容に適合しないものであるときには、発注者は、センターを通じて業務実施会員に対して完全実施を請求することができる。ただし、業務実施会員の責めに帰することができない事由による場合には、この限りではない。

- 2 センターは、発注者から前項の請求があり、その請求が相当と認めるときには、業務実施会員又は代替会員により、会員業務を完遂しなければならない。

- 3 前条第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

- 4 第2項による実施が代替会員により行われた場合には、発注者とセンターは協議の上、業務実施会員の会員業務委託料の額を減額することができる。この場合、センターは、速やかに、減額した額を業務実施会員に通知する。

(利用契約の終了等による会員業務の終了)

第10条 期間満了によるセンター利用契約の終了又は発注者とセンターの合意による解約又は発注者若しくはセンターからの解除の場合には、センターは、速やかに、業務実施会員にその旨を通知し、会員業務を終了させるものとする。

2 前項の通知が行われたときは、第3条第2項又は同条第5項の契約は終了したものとみなす。

3 第8条第6項から第8項までの規定は、第1項の場合について準用する。

(著作権の帰属等)

第11条 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。

2 前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて、センターと発注者が合意し、かつ、業務実施会員からその旨の同意を得ることにより当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

(再委託、権利及び義務の移転の禁止)

第12条 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならない。

2 前条第2項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し又は第三者のために担保に供してはならない。

3 第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

(守秘義務及び個人情報保護)

第13条 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を他に漏らしてはならない。

2 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報については、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

3 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱い、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

4 前3項の規定は、会員業務終了後においても、遵守しなければならない。

(損害賠償)

第14条 発注者及び業務実施会員は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責務を負う。

2 発注者は、前項の規定により、業務実施会員に対して損害賠償の請求を行うときには、センターを通じて行うものとする。

3 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときには、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。

4 センターは、第2項の請求を受け又は前項の通知を受け、その内容が相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行うものとする。

5 センターは、発注者又は第三者に損害賠償金の支払を行った場合には、センターが加入する損害保険により填補される額、業務実施会員の過失の度合等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に対して求償することができる。

(反社会的勢力の排除)

第15条 発注者及び業務実施会員並びにセンターは、相手方が次の各号の事項に違反した場合には、何らの催告を要せずに第3条第2項及び同条第5項の契約を解除することができる。

(1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと

(2) 取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者が反社会的勢力ではないこと

(3) 反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと

(4) 不当な要求行為をしないこと

(5) その他、公序良俗に違反する行為をしないこと

2 前項の解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償を妨げない。ただし、解除された者は、相手方に対し一切の請求を行うことができない。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。